

議第 52 号

平成28年度 近江八幡市一般会計補正予算 (第9号)

平成28年度近江八幡市の一般会計補正予算 (第9号) は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成 29年 3 月 6 日提出

近江八幡市長 富士谷 英正

第1表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|----------|-------------|--------------------|---------|
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 岡山コミュニティエリア整備事業 | 172,904 |
| 2 総務費 | 3 戸籍住民基本台帳費 | 戸籍住民基本台帳事業 | 6,238 |
| 3 民生費 | 1 社会福祉費 | 民間心身障害児者社会福祉施設整備事業 | 23,750 |
| 4 衛生費 | 1 保健衛生費 | まち・ひと・しごと創生事業 | 161,317 |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費 | 農業振興事業 | 65,500 |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費 | 畜産業振興事業 | 48,417 |
| 8 土木費 | 2 道路橋りょう費 | 社会資本整備市道改良事業 | 83,877 |
| 8 土木費 | 4 都市計画費 | 安土城下町地区整備事業 | 22,197 |
| 8 土木費 | 4 都市計画費 | 安土駅周辺整備事業 | 316,380 |
| 8 土木費 | 5 住宅費 | 市営住宅計画営繕事業 | 4,644 |
| 合 計 | | | 905,224 |

2 変更

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前 | | 補正後 | |
|--------|---------|-----------|---------|-----------|---------|
| | | 事業名 | 金額 | 事業名 | 金額 |
| 10 教育費 | 4 幼稚園費 | 幼稚園施設整備事業 | 71,427 | 幼稚園施設整備事業 | 42,640 |
| 10 教育費 | 5 社会教育費 | 文化会館整備事業 | 381,550 | 文化会館整備事業 | 377,858 |

提案理由

総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費及び教育費において、明許繰越が発生するため、翌年度に使用できる経費を繰越明許費として追加し、変更する。

議第 53 号

平成28年度 近江八幡市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成28年度近江八幡市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成 29 年 3 月 6 日提出

近江八幡市長 富士谷 英正

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|----------|----------|---------------|---------|
| 1.下水道事業費 | 1.下水道事業費 | 下水道整備事業 | 195,440 |
| | | 下水道整備事業(国庫補助) | 59,780 |
| | | 下水道整備事業(単独) | 135,660 |
| 合 | 計 | | 195,440 |

提案理由

下水道事業費において、明許繰越が発生するため、翌年度に使用できる経費を繰越明許費として追加する。